

## 徳島森林づくり推進機構事業審査委員会設置要領

平成25年4月1日制定

平成26年4月1日改訂

### (目的)

第1条 機構事業発注要綱の規定により、業者の資格審査と請負事業の請負業者を選定するため徳島森林づくり推進機構事業審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指名業者の選定に関する事。
- (2) 業者の選定基準に関する事。
- (3) 業者に対する発注基準に関する事。
- (4) 入札に参加する業者の格付に関する事。
- (5) 保証金に関する事。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び副委員長並びに委員をもって組織する。

2 委員長には専務理事、副委員長には常務理事をもって充てる。ただし、委員長及び副委員長がともに欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員を委員長及び副委員長に充てる。

3 委員には次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 専務理事、常務理事、課長
- (2) 前号に定める者の他、委員長が指名する職員

### (委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となり、委員会の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (業者の選定)

第5条 機構事業を指名競争入札又は、随意契約に付するときの業者は、事業執行の担当者から提出された指名審査表を(公社)機構事業発注要綱に基づき、審査し、選

定するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席し、出席委員の過半数の同意によって決定する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会の審議は、非公開とする。

4 委員会の議事は、公表しない。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規定に定めるものを除くほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(職務上の秘密保持)

第10条 委員会の委員長、委員及び関係職員は、業者選定について職務上知り得た事からを他に漏らしてはならない。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成26年4月1日から施行する。